

令和2年12月28日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に
基づく要請及び静かな年末年始に関するメッセージについて

群馬県において開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、ガイドライン（改訂版）に基づく要請が行われることになりました。

また、「静かな年末年始」に関するメッセージについて国土交通省並びに群馬県から周知依頼がありました。

つきましては、改訂版ガイドライン等をご確認いただき、感染防止対策に引き続き取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

ガイドライン改訂 前回（12月19日以降）要請からの変更点

・営業時間短縮要請【第三弾】

対象市町村：桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

（午後10時から午前5時の間の営業店舗）

※ 飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

時間帯：午後10時から午前5時

期間：令和2年12月29日（火）から令和3年1月11日（月）までの14日間

※ 詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（12月26日（土）以降）を御確認ください。

政府広報「この冬は、静かな年末年始を」

特設サイト <https://corona.go.jp/proposal/>

一般社団法人群馬県建設業協会

TEL 027-252-1666

FAX 027-252-1993